「令和7年度 地域ケアプラザ等施設予約システム開発業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、「令和7年度 地域ケアプラザ等施設予約システム開発業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書等 評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
 - (1) 当該事業の概要・基本計画等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。
 - (1) 本業務に対する理解
 - (2) 体制、実績、プロジェクト管理
 - (3) 機能要件·非機能要件対応
 - (4) 帳票要件対応
 - (5) システム概要
 - (6) 参考見積書
 - (7) 企業としての取組
 - (8) 追加提案
 - (9) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 本業務に対する理解
 - (2) 体制、実績、プロジェクト管理
 - (3) 機能要件·非機能要件等
 - (4) システム概要
 - (5) 費用対効果
 - (6) 提案者について
 - (7) その他追加提案に対する評価
 - (8) ヒアリングに対する評価

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 プロポーザル評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
 - (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局総務部長

副委員長 市民局区政支援部担当部長

委員 健康福祉局地域福祉保健部長

デジタル統括本部デジタル・デザイン室担当課長

健康福祉局地域支援課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 プロポーザル評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 欠席した委員の評価は集計に含めない。
- 6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

- 第6条 健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、プロポーザル評価委員会から評価結果の報告があったときは、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、次の事項について審査する。
 - (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) プロポーザル評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和6年11月19日から施行する。